

# 県に賠償請求命じる

## 福岡高裁 県教委汚職求償権訴訟で



求償権訴訟差し戻し審判決の言い渡しがあった福岡高裁＝福岡市

2008年の大分県教委汚職事件で発覚した教員の採用問題を巡り、不正に関わった人物に損害賠償を求める「求償権」の行使を県は怠っているとして、おおいた市民オンブズマンなどが違法確認などを求めた訴訟の差し戻し控訴審で、福岡高裁は28日、元教育審議監(72)らに賠償金の一部を請求するよう県に命じる判決を言い渡した。

最高裁による審理の差し戻しを経て、県側の主張を全面的に認めた15年10月の二審判決を見直した形。須田啓之裁判長はオンブズマン側の訴えを一部認め、求償すべき額はないとした県側の主張を退けた。

元審議監は退職後に事件で有罪となり、09年に退職金3254万円を県に返納。この額を求償額から差し引いた県教委の対応の是非が最大の争点になった。最高裁は昨年9月、「求償額から(無条件に)控除はできない」と指摘。不正の経緯や県教委の責任、職員の関与の仕方などに照らして判断すべきだとしていた。